

士幌町資格取得支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、士幌町が求職者に対して就職や仕事に役立つ資格の取得に係る費用を助成することにより、就業支援、人材育成及び雇用の安定を図ることを目的とする。

2 前項の助成金の交付に関しては、士幌町補助金等交付規則（昭和 53 年規則第 8 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象経費 資格取得にかかる受講料、教材費（自主学習を目的とした参考書等の購入費を除く）、受験料及び資格登録料（受講等に係る旅費、写真代、健康診断料及び振込手数料等を除く）をいう。ただし、国、道及び他の団体から本事業と重複する補助金の交付を受けている場合はその金額を除いた額とする。
- (2) 資格 国の法令に基づく国家資格、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条に規定する技能検定その他国内で取得が可能な就業に有利と認められる資格等であつて別表に掲げるもの、または町長が認めるもの。
- (3) 公共職業安定所 厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 23 条 1 項に規定する公共職業安定所をいう。
- (4) 求職者 公共職業安定所に登録し求職活動をしている者をいう。ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び同法第 124 条に規定する専修学校のほか、国の法律に基づく大学校及び短期大学校に在籍している者、個人事業主及び法人の役員を除く。

(助成金の交付対象者)

第3条 士幌町資格取得支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する求職者とする。

- (1) 資格取得日に町内に住所を有する者
- (2) 資格取得日に満年齢が 65 歳以下の者
- (3) 資格取得に係る試験の受験日に求職者である者
- (4) 市町村税等を滞納していない者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員ではない者

(6) 同一年度内にこの助成金の交付を受けていない者

(7) 資格取得日から1年以上継続して町内に居住する意思を有している者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象経費の2分の1(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)とし、100,000円を限度とする。

(助成金の交付申請及び決定)

第5条 交付対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、士幌町資格取得支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 資格取得に係る試験を受験したことが分かる書類及び資格を取得したことが分かる書類(試験の受験を要せず取得することのできる資格にあっては、資格を取得したことが分かる書類のみ提出)

(2) 対象経費の支払い及びその内訳が確認できる書類

(3) 公共職業安定所に求職登録をしていることがわかる書類

(4) 個人情報の調査及び確認の承諾書兼誓約書(様式第2号)

(5) 申請者名義の口座の通帳の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

2 交付対象者は、前項の申請について資格取得年度内に申請しなければならない。

3 交付対象者が、同一年度内に複数の資格を取得した場合、同時に申請すれば交付対象とすることができる。ただし、助成金の額は前条に規定するものとする。

4 町長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、交付対象者に対して士幌町資格取得支援事業助成金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により通知する。

5 町長は、助成金の交付を決定するときは、申請者の居住の実態等について必要な調査を行うことができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 町長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない特別な事由があると認めるときは、返還の額の全部又は一部を免除することができる。

(1) 不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 第3条各号に定める要件のいずれかに該当しないと判明したとき。

(3) その他町長が助成金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表

輸送・機械運転 関係	大型自動車第一種・第二種免許、中型自動車第一種・第二種免許、大型特殊自動車免許、準中型自動車第一種免許、普通自動車第二種免許、フォークリフト運転技能講習、けん引免許、車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習、移動式クレーン運転士免許、クレーン・デリック運転士免許
医療・社会福祉・保健衛生関係	介護福祉士、社会福祉士、保育士、看護師、准看護師、助産師、精神保健福祉士、はり師、柔道整復師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士、保健師、美容師、理容師、あん摩マッサージ指圧師、きゅう師、臨床工学技士、視能訓練士、臨床検査技師、主任介護支援専門員研修、介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、喀痰吸引等研修、福祉用具専門相談員、登録販売者、衛生管理者免許試験、医療事務技能審査試験、医療事務認定実務者(R)試験、調剤薬局事務検定試験、健康管理士一般指導員資格認定試験、メンタルヘルス・マネジメント検定試験
技術関係	測量士補、電気工事士、航空運搬整備士、自動車整備士、海技士、電気主任技術者試験、建築士、技術士、土木施工管理技術検定、建築施工管理技術検定、管工事施工管理技術検定、電気通信工事担任者試験

年 月 日

士幌町資格取得支援事業助成金交付申請書

士幌町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号
生年月日

士幌町資格取得支援事業助成金交付要綱第 5 条の規定により助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額	金 円		上限額：10万円 千円未満切り捨て	
2 対象経費		経費名	金額(税込)	
	対象経費①			円
	対象経費②			円
	対象経費③			円
	対象経費④			円
	対象経費⑤			円
	対象経費⑥			円
	対象経費⑦			円
3 助成金受取 金融機関・ 口座番号等	金融機関	銀行・信金 本店・支店 農協 本所・支所		
	口座番号	普通 ・ 当座		
	(カナ) 口座名義			

4 添付書類	☐ 資格取得に係る試験を受験したことが分かる書類及び資格を取得したことが分かる書類(試験の受験を要せず取得することのできる資格にあっては、資格を取得したことが分かる書類のみ提出)
	☐ 対象経費及びその内訳が確認できる書類
	☐ 公共職業安定所に求職登録をしていることが分かる書類 (例) ハローワーク受付表(ハローワークカード)
	☐ 個人情報の調査及び確認の承諾書兼誓約書(様式第2号)
	☐ 申請者名義の口座の通帳の写し ※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付 ※電子通帳や当座口座等で、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面や当座口座等の画像を印刷し添付
	☐ 本人確認ができる身分証明書の写し(郵送時のみ)

様式第 2 号（第 5 条関係）

個人情報の調査及び確認の承諾書兼誓約書

・本助成金の申請に基づく審査にあたり、士幌町が調査のための各種機関に問い合わせることを承諾します。

【調査項目】

- ・住民票による現住所の確認
- ・町税、道民税の納付状況の確認

・本助成金の申請に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 対象資格取得日から 1 年間以上継続して町内に居住します。
- 2 暴力団関係者ではありません。
- 3 申請内容について虚偽が判明した場合は、助成金の返還に応じます。

年 月 日

申請者

氏 名 _____（自署）

年 月 日

様

士幌町長

士幌町資格取得支援事業助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました士幌町資格取得支援事業助成金について、
次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付する

交付決定額 金 円

2 交付しない

士幌町資格取得支援事業助成金交付要綱の対象者に該当しないので、交付できません。